

第 4 回部会への情報提供

こども・教育関連の情報のみ整理します。

健康・保健衛生については、あまり情報がありませんので、その場でお話します。

1. 子どもに対する教育の目的とは

審議会の中でも、たびたび学力向上の話が出ていますが、教育の目的とは、学力を向上させる事なののでしょうか？

国連が定める「児童の権利に関する条約」(1989 年の国連総会において採択、日本では 1994 年から効力が生じている)には以下のようにあります。

(14) 教育及び文化の分野における児童の権利

- (イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。(第二十八条)
- (ニ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する (第二十九条)。
- (ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない (第三十条)。
- (ニ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める (第三十一条)。

日本においては、昨年「こども基本法」が施行されましたが、その中で「国民全体の教育の振興については、日本国憲法に則り、教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われる」とされています。

教育基本法では、教育の目的と目標を以下のように定めています。

(教育の目的)

- 第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

- 第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
 - 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
 - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
 - 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 - 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
 - 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

総合的に考えると、教育の目的とは「才能を発達させ、人格を形成し、社会の中で自立できる市民を育てる」ことにあると思います。

学力はあくまでも一つのモノサシでしかないのも、もっと本質的な目的・ゴールに目を向けるべきではないでしょうか。

2. 18 歳意識調査（国際比較）

日本財団が継続的に行っている「18 歳意識調査」の中で、特に注目されている国際比較のデータがあります。

2019 年の第 20 回、2022 年の第 46 回、そして今年 2 月の第 62 回と計 3 回行われています。最新の第 62 回調査からデータを抜粋したデータを別紙にて用意しました。

最近、日本では「夢ハラ」「ドリハラ」などと言われ、子どもに将来の夢を聞くと「夢を持つことを強制されている」と感じる子どももいるそうです。

しかし、これはむしろ、子どもが夢を持ってなくなっている日本の状況に、大人はもっと危機感を持ち、真剣に考えるべきではないかと思います。

また「学校で勉強をする意味」「仕事を選ぶうえで重視するもの」の各項目で「特にない」が 10%以上、「なりたい職業」においては 20%を越えています。

教育の目的が「才能を発達させ、人格を形成し、社会の中で自立できる市民を育てる」にあるとしたら、今の日本の教育は完全に失敗しているのではないのでしょうか。

3. 墨田区の公教育

自分自身が墨田区の小学生と接する中で、学校教育が子どもの力を奪っていると感じる機会が度々あります。

昨年、小3の児童に半年間の継続プログラムを実施しましたが、その子たちがメモを取れないことに驚きました。

子どもや保護者によると、学校では先生が板書した際「ここはノートに書いて」「ここは書かなくて良いよ」という指導をするため、子どもたちは自分で記録すべき情報を取捨選択する必要がなく、そういう習慣が身に付いていないようです。

区内のある小学校は人権尊重教育推進校に指定されていますが、児童の発達特性に対する理解はなく、教師の間では「昨年の子たちの方が出来が良かった」というような会話が交わされているそうです。

また区内の一部の小学校では、児童に対して「子どもだけで学区外には出てはいけない」というような指導があるそうです。

なぜ、このような指導をしているのか詳細は不明ですが、あまりに過保護であり、子どもの権利を著しく阻害しているように感じます。

時代の違いはあるでしょうが、墨田区は、そこまで子どもにとって危険な街なのでしょうか。

これらは墨田区に限った話ではないと思います。

2020年の教育改革は、これから先の世界を見据えた大きな転換点であったはずですが、誰に聞いても、現場では目に見える変化がないと言います。

このような状況で、今の子どもたちが自立し、新しい社会をつくっていく事は可能なのでしょうか？

墨田区という小さな範囲からではありますが「子どもの権利」「教育の本質」に立ち返り、大きな改革をすべきではないでしょうか。